

令和 7 年度

大岡管理事務所内への自動販売機設置に係る

一般競争入札による転賃に関する募集要領

令和 7 年 7 月

問合せ先

沼津市御幸町 1 6 番 1 号 沼津市役所 8 階

沼津市産業振興部ウィズスポーツ課

電 話 0 5 5 (9 3 4) 4 8 9 3

U R L = <http://www.city.numazu.shizuoka.jp/>

一般競争入札による大岡管理事務所における自動販売機設置事業者の募集に参加される方は、この募集要領及び入札心得書を御確認のうえ、お申込みください。

1 転貸物件

自動販売機を設置するための転貸物件は、次の表のとおりです。所在地、配置図、販売価格等の詳細については、別添の物件調書を御覧ください。

物件 番号	転貸場所	設置 台数	面積	販売種目	年間の固定額及び入札による 売上金額に対する最低転貸料率
ウィズ1	大岡管理事務所	1台	1.3㎡	缶・ペットボトル・ビン	年間固定額 21,613円（税抜） 最低転貸料率 10%

※使用済容器の回収ボックスの設置面積を含みます。

販売種目の販売価格については、入札参加者の定価としてください。

2 転貸料

転貸料は、上記1の表に規定する年間の固定額と売上金額に落札した転貸料率を乗じて得た額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てた額）に、それぞれ取引に係る消費税及び地方消費税（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てた額）を加算した金額とします。

3 入札参加者の資格

入札心得書第3条（入札参加資格）の要件を全て満たす法人又は個人に限り、入札に参加することができます。入札参加資格をよく御確認のうえ、お申込みください。

4 契約に当たっての主な条件

(1) 契約の内容

本物件は、転貸となるため、民法612条第1項の規定による賃貸人からの承諾に基づく、転貸借契約とします。

施設の開庁日及び時間、利用人数、売上等は、物件調書で確認してください。

(2) 転貸期間

令和7年9月1日（月）から令和9年12月31日（金）まで

(3) 転貸物件の用途指定

飲料用自動販売機設置運営事業の用途にのみ供さなければなりません。

(4) 禁止事項

次に掲げる行為はできません。違反した場合は、契約解除事由となります。

ア 転貸物件を飲料用自動販売機設置運営事業以外の用途で使用する事。

イ 転貸物件に工作物を設置すること。

ウ 転貸物件に設置した自動販売機において、酒類又はその類似品を販売すること。

(5) 対応機器

昨今のキャッシュレス化の時勢を鑑み、キャッシュレス決済（コード決済もしくは電子マネー決済）ができる機器を納入してください。

(6) 災害対応

設置する自動販売機は、災害時に自動販売機内の商品を無料で提供できる災害対応型の機種としなければなりません。

(7) 環境配慮

ノンフロンを冷媒として採用した機種、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種等の設置に努めなければなりません。

(8) 安全対策等

ア 転倒防止のため、「自動販売機の据付基準」（J I S規格）を順守した措置を講じなければなりません。

イ 自動販売機の衛生管理及び感染症対策については、関係法令を順守するとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続き等を行わなければなりません。

(9) 使用済み容器の回収

ア 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器のプラスチック製又は金属製の回収ボックスを必要数設置しなければなりません。

イ 使用済み容器については、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）等の関係法令に基づいて適切に処理するとともに、自社以外の使用済み容器が混入された場合においても、責任をもって処理しなければなりません。

(10) 自動販売機の管理運営

ア 設置事業者は、商品補充、金銭管理等を責任をもって行い、自動販売機内部及び外部並びに設置場所周辺の清掃等を行わなければなりません。

イ 設置事業者に関する営業所の名称、所在地、電話番号等の連絡先を自動販売機に明確に表示し、自動販売機の故障、問い合わせ、苦情等について、設置事業者の責任において対応しなければなりません。

ウ 自動販売機の汚損、毀損、故障等について、原因が沼津市の責めに帰することが明らかな場合を除き、沼津市はその責めを負いません。

(11) 売上報告書の提出

設置事業者は、転貸物件に係る自動販売機の売上状況を1か月ごとに取りまとめ、翌月の10日までに、沼津市に売上報告書を提出しなければなりません。

(12) 実地調査等への協力義務

前記(3)及び(4)の履行状況を確認するため、沼津市が利用状況等についての実地調査を行うとき、又は関係資料の提出を求めたときには、設置事業者は沼津市に協力しなければなりません。

(13) 転貸物件の引渡し等

転貸物件は、現況で引き渡しますので、飲料用自動販売機設置運営事業に必要な費用は設置事業者が負担するとともに、契約期間終了後は、沼津市の承諾がある場合を除き、原状に回復して返還しなければなりません。

5 入札参加申込書等の受付期間、場所等

(1) 受付期間

令和7年7月15日（火）から令和7年7月22日（火）まで（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 受付場所

〒410-8601 沼津市御幸町16番1号

沼津市役所8階（産業振興部ウィズスポーツ課）

(3) 申込み方法

本募集要領の様式による入札参加申込書及び入札心得書第4条第1項各号に示す書類を持参又は郵送により提出してください（ファックス及び電子メール等による受付は行いません。）。

郵送による提出の場合は、書留郵便による令和7年7月22日（火）午後3時必着とします。

(4) 入札参加資格の確認等

提出された入札参加申込書等により入札参加資格の審査を行い、申込者あてに当該審査結果を通知します。

6 入札の日時等

(1) 入札執行日時及び場所

入札執行日時 令和7年8月12日（火）

物件番号	ウィズ1
時間	午前9時30分

場 所 沼津市御幸町16番1号 7階 703会議室

(2) 入札保証金

入札保証金は免除します。

(3) 入札する転貸料率

売上金額に対する転貸料率（小数点以下第一位まで）を入札書に記入してください。

(4) 入札方法

ア 本人又はその代理人が持参して、入札書を提出してください（入札書提出の際の委任状は不要）。

イ ファックス、電子メール及び郵送等による入札はできません。

ウ 入札は、上記 5 (4) の規定による入札参加資格の審査結果の通知書の写しを入札執行場所に持参し、提出してください。

エ 入札書の提出は、本募集要領に示す入札書等の様式を使用し、入札書提出用封筒に入札書のみを入れて封かんし、入札箱に投入してください。

オ 入札書の提出後の入札の取消及び入札書記載事項の変更はできません。

7 入札の無効

入札心得書第 8 条各号に規定する入札の無効事由に該当しないよう、御注意ください。

8 落札者の決定

入札書投入完了後、直ちに開札します。落札者の決定は、入札心得書第10条に示すとおりです。開札により落札者が決定したときは、落札決定を通知します。

9 契約手続等

(1) 契約の締結

落札決定の通知と一緒に送りする自動販売機設置場所転貸借契約書により、落札決定の通知を受取った日を起算として 5 日以内の契約締結となります。

契約締結は、沼津市が落札された方とともに、契約書に記名及び押印したときに確定します。

(2) 転貸料の納入

入札心得書第14条に示すとおり、納入通知書により沼津市指定金融機関等で納入していただきます。

(3) 契約保証金

契約保証金は免除します。

10 販売機設置の手続等

(1) 光熱水費

転借人は、転貸料のほかに光熱水費の実費を毎月お支払いいただきます。

(2) 販売機の設置

転借人は、令和7年9月1日（月）から設置場所で自動販売機設置運営事業が開始できるように準備を行ってください。